平成２５年（フ）第９０号
佐賀県唐津市町田１丁目５番８号
債務者　中島　　昭
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第３５３号
沖縄県那覇市松川３丁目２番１―3031号　松川共同住宅
債務者　平良　和也
1　決定年月日時　平成25年12月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２０号
滋賀県蒲生郡竜王町山之上5147　山之上ハイツＢ棟212、申立時の住所神戸市中央区山本通４丁目15番24―602号
債務者　潮海　道明
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７３６号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　市営港島住宅72号棟217号
債務者　小山みや子
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８２２号
神戸市東灘区本山中町１丁目３番９号　302号
債務者　山本　葉子（旧姓松下）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第８４６号
神戸市北区君影町３丁目１番25―401号、従前の住所神戸市長田区鶯町３丁目１番26号
債務者　髪切屋あいこと　清水八重子（旧姓松本）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２１号
千葉県木更津市港南台３丁目10番地22
債務者　鴇田　真美（旧姓西村）
1　決定年月日時　平成25年12月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月10日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第２２３号
青森県東津軽郡平内町大字中野字家ノ下３番地13
債務者　田村　麗奈
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第７０号
青森県西津軽郡深浦町大字深浦字岡崎340番地６
債務者　森山クニ子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７２号
青森県つがる市木造桜川２番地27
債務者　傳法谷明日香
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第７３号
青森県北津軽郡鶴田町大字鶴田字早瀬114番地６
債務者　神　つね子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
和歌山市木ノ本19番地の11
債務者　水落　陽介
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８１号
和歌山市加太424番地　小嶋又一方、住民票上の住所和歌山市古屋507番地の69
債務者　楠本　輝幸（旧姓酒部）
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８５号
和歌山市三葛561番地　ピュアシティ561・205号
債務者　田出　友実
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３８８号
和歌山市布引874番地の６　ハートランド和歌山
債務者　鳥羽　房子
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９７号
和歌山市松江西１丁目２番25号
債務者　松本　千寿
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２５年（フ）第３９９号
和歌山市関戸３丁目３番38号　グランシード関戸102号
債務者　辻田　知香
1　決定年月日時　平成25年12月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年２月13日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係